

消食表第 128 号

令和 4 年 3 月 30 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）における「別添 栄養成分等の分析方法等」では、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 9 第 3 欄に掲げる栄養成分等の測定及び算出の方法（以下「分析方法等」という。）について、詳細を定めています。この度、文部科学省の日本食品標準成分表 2020 年版（八訂）が公表され、新たな栄養成分等の分析方法等が追加されたこと等を踏まえ、消費者庁において「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査検討事業」を実施し、関係法令等の改正の要否等の議論を行った結果、分析方法等について、追加や修正を行うこととしました。

つきましては、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。